

公開質問状に対する国の回答（5月9日・口頭）

1. F-35B ステルス戦闘機の配備について

米側からは今般不具合の生じたブラケットについては、設計変更し、本年1月に岩国飛行場に配備された10機には既に新設計のブラケットを装着済みである旨の説明を受けており、この内容はすでに防衛省から関係自治体に対しご説明を行っています。

防衛省としては、他国で発生した米軍の航空機事故に関して米側が行う事故調査の詳細についてコメントする立場にありませんが、いずれにせよ米側は今回の事案に関し事案の調査及び再発防止策の実施など事故後取り得る最大限の措置を施していると考えており、F-35Bの岩国配備に関し安全性について特段の問題はないと考えています。

2. E-2D 早期警戒機ホークアイの配備について

米側からは、E-2Dの岩国飛行場への飛来については、E-2Cからの部隊更新により2～3ヶ月程度岩国飛行場に前方展開し、配備前訓練を実施した後、空母ロナルド・レーガンに搭載されるとの説明を受けています。

3. 空母艦載機の移駐について

(1) 空母の寄港と艦載機の訓練状況について

① 空母の横須賀への寄港時期、期間

② 艦載機の厚木基地への滞在時期、期間

空母艦載機の厚木飛行場滞在日数については、米軍の運用に係る事項であるため承知していませんが、平成26年は年間約200日、平成27年は年間約180日、平成28年は年間約230日、空母が横須賀に寄港しており、その間空母艦載機が厚木飛行場を使用したと考えています。

③ 陸上空母離着陸訓練（FCLP）の実施時期、場所、期間（NLPも含む）

空母艦載機着陸訓練については、すべて硫黄島で実施しています。また実施時期については、平成26年、27年は5月、平成28年は5月及び8月に実施したところです。防衛省として把握しているNLPの実施期間は平成26年は10日間、平成27年は9日間、平成28年は16日間です。

④ 空母着艦資格取得訓練（CQ）の実施時期、場所、期間

空母艦載資格取得訓練の実施場所等については、米軍の運用に係る事項であり承知していません。

⑤ 厚木基地における艦載機の日々の飛行回数

厚木基地における艦載機の日々の飛行回数については、米軍の運用に係る事項であり承知していません

⑥ 厚木基地周辺住民の苦情件数

防衛省が厚木基地周辺住民の方から受けた苦情の件数は、平成26年度は1,481件、平成27年度は1,885件、平成28年度は2,266件です。

空母艦載機着陸訓練 FCLP とは、光学着陸誘導装置を使用し、着艦信号士官がタッチアンドゴーごとにパイロットを監督し評価する訓練です。空母艦載資格取得訓練 CQ とは、米側によれば FCLP 実施後実際に洋上の空母に着艦することにより空母への着艦資格を取得することを目的とし、FCLP 後 10 日以内に実施することとされています。防衛省としては、平成 17 年 10 月の 2 プラス 2 共同文書において、恒常的な FCLP 訓練施設が特定

されるまでの間現在の暫定的な措置に従い米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する旨確認されていることから、今後共米側に対しFCLPについてできる限り多く硫黄島で実施するよう求めています。移駐後の空母艦載資格取得訓練CQについては、米軍の運用に係る事項であり承知していません。

またFA-18の整備について、米側からは岩国飛行場においてすべての整備を行う旨説明を受けています

(2) 航空機騒音予測コンターについて

① 騒音の違法性について

裁判においての自衛隊機及び米軍機の飛行差し止めに係る国の主張については、裁判所の理解が得られたものと受けとめています。また騒音被害に対する主張については、過去分の損害賠償請求の一部が認められた点については、厳しい判断がされたものと受けとめています。岩国基地周辺住民の方々が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると認識しています。いずれにしても防衛省としては、岩国基地周辺の騒音を軽減し周辺住民の方々への影響の軽減が図られるよう引き続き努力します。

② 飛行コースについて

空母艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターにおける飛行経路については、滑走路移設事業に係る環境影響評価の際に想定した飛行経路と同様のものとなる見込みであり、このことは米側にも確認しています。また米側からは、現在の飛行経路については、航空機は通常滑走路を離陸してから着陸するまで出来る限り最も安全かつ効率的に運用し可能な限り地元への騒音の影響を軽減するように飛行していると説明を受けています。防衛省としては、現在の騒音状況から見ても、航空機は日米間で確認した飛行経路をおおむね飛行しているものと理解しています。

③ 飛行回数について

防衛省においては、自衛隊等飛行場が民間空港とは異なり日々の飛行回数の変動が大きいことを考慮し、飛行回数については、1年間の飛行回数に時間帯による重み付けを行った後、1日の飛行回数の多い方から数えて10%に当たる日の飛行回数を1日の標準飛行回数としています。最新の岩国飛行場の航空機騒音予測コンターの標準飛行回数は、平成18年に作成した航空機騒音予測コンターにおける標準飛行回数にその後の機種ごとの配備機数の増減割合を乗じて推測したものであり、同飛行場の1年間を通した日別の飛行回数や艦載機とその他のジェット戦闘機の内訳をお示しすることは困難です。

(3) 愛宕山の米軍住宅建設について

① 愛宕山用地の米軍への提供について

愛宕山地区の米軍への提供については、平成28年12月19日に日米合同委員会で合意され、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条の規定により、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について追加提供することを、本年平成29年3月1日に決定されたところです。国有財産管理法第7条に基づく関係行政機関等の意見聴取は、国が米側に対し政令で定める国有の財産の使用を許そうとするときに行うものとされており、政令で定めた国有の財産とは、具体的にその使用を許すことが産業、教育もしくは学術研究または関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものを対象としています。

愛宕山地区に整備している米軍の家族住宅については、当該地区は山口県住宅供給公社が住宅団地の造成等を進めてきた用地であることを鑑みれば、家族住宅等を整備し米

側に使用させる場合その使用の態様は基本的に同様であり、運動施設については岩国市との共同使用の上、市民の皆さんも使用できる予定としており国有財産管理法に基づく影響は軽微であると考えています。このことから政令で定める国有財産に当たるとは考えていません。

② 米軍住宅の建設経費と完成時期について

③ スポーツ施設について

アについて

愛宕山地区の家族住宅エリア及び運動施設エリアで建設中の工事の契約金額は、本年3月末で約400億円です。また完成時期について、家族住宅は平成29年7月末頃、運動施設エリアにおける野球場は平成29年7月末頃、コミュニティセンターは平成29年10月末頃、陸上競技場は平成30年2月末頃を予定しています。

家族住宅エリア及び運動施設エリアごとの工事費については、両地区に共有する屋外の給排水工事などがあり、これを分けることは困難なためお答えすることができません。

イ、ウ、エについて

愛宕山地区の運動施設エリアの利用形態等の詳細については、現在米軍、岩国市、当局との間で鋭意協議を行っているところですが、現在ご説明できる段階にありません。

④ 法面工事について

アとウについて

法面工事の施工箇所は、当局のホームページで掲載しています。法面工事の整備面積は約5万8千㎡であり、平成29年7月末までの工期としています。

法面工事の目的は、愛宕山地区の一部に現状のまま放置すると崩壊する恐れのある箇所が複数存在していたことなどから、防衛省が平成25年度において同地区にかかる斜面の保全と調査を実施し、当該調査において早急な対策が必要との結果が得られたことから当該地区全体の財産の維持保全及び当該地域の安全性を確保するなどの観点から法面工事を実施することとしました。

イについて

愛宕山地区における法面工事に際しては、これまで機会をとらえ周辺住民への回覧、ホームページへの掲載など状況に応じた方法で情報発信を行い事業を実施しているところです。

エについて

工事の実施にあたっては、関係法令を遵守し適切に実施しているところであり、環境アセスメントの取り扱いについても、山口県と協議を行い、関係法令等に照らし合わせて適切に対応しているところであり、当局が環境アセスメントを実施することは考えていません。

(4) 岩国市長の対応について

① について

駐留軍再編特措法第5条においては、再編関連特定周辺市町村の指定要件について、当該市町村において再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときと規定されています。岩国市においては、平成20年3月12日に岩国市長が防衛大臣に対し、「米軍再編の円滑かつ着実な実施の必要性は基本的には理解し、協力すべきものと認識している」旨表明されたことから、同年3月21日岩国市を再編関連特定周辺市町村に指定したものであり、防衛省としては、その後についても米軍再編に関する岩国市の姿勢に変わりはないものと理解しています。

②について

岩国市においては、空母艦載機の移駐について一定の理解は示しているものの、当該移駐受け入れの判断は、国に要望している地域振興、安心安全対策について国との協議の先にあるとし、当該移駐について最終的な判断をしていないものと理解しています。

③と④について

防衛省としては、今後とも空母艦載機の岩国飛行場への移駐について地元の皆さんに丁寧に説明し地元のご理解が得られるよう取り組んで参ります。

⑤について

岩国市の「普天間基地移設の見通しが立たないうちに空母艦載機移駐のみを切り離して進める事は認められない」という米軍再編に係る基本的な考えについては承知しています。防衛省としては、普天間飛行場の移設についても、空母艦載機の岩国飛行場への移駐についても着実に進めていきたいと考えており、空母艦載機の岩国移駐のみを進めるという考えはなく、岩国市が懸念されるような事態にならないよう全力で取り組む考えです。